

※世界遺産登録20周年記念事業スローガン:『われらがつなぐ、合掌文化!!』

守る会ホームページ!! <http://shirakawa-go.com/~ogimachi>

ね

そ

白川郷荻町集落の自然環境を守る会

発行 平成27年 5月号

『白川村世界遺産マスタープラン』を読みましょう!!

平成22年の世界遺産登録15周年記念式典に合わせ、見出しの冊子及び概要版が完成しました。5年前に各家庭にも配付されましたが、お持ちでしょうか? 表紙には「遺産の継承と豊かな暮らしの両立を目指す計画」と書かれています。

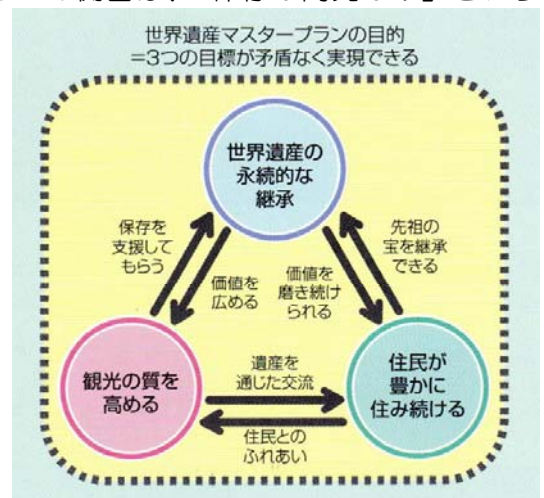
荻町合掌集落は、昭和46年の守る会発足、昭和51年の重伝建選定、平成7年の世界遺産登録と歴史を刻み、日本にある世界遺産の中でも「世界遺産の中に人が住み続けている集落」として大きな特色を持ち現在に至っています。人が住み続けてこそ価値を成す遺産であるならば、遺産としての価値の保存にとどまらず、豊かな住民生活の実現と観光レベルの向上を両立できる世界遺産のあり方を目指す必要があります。そこで登録15年を経過した中で、今抱えている課題を住民と行政が共有し、遺産の永続的な継承と地域の持続的発展を共に実現させる将来目標を掲げ、その課題解決のための方針と方策を示しました。それがマスタープランです。



概要版に「マスタープランで目指すべきもの」として、次の様に記されています。

世界遺産となっている荻町集落は、代々、人が住み続けていた生活空間であり、来訪者を受け入れる観光地です。遺産・生活空間・観光地という集落の3つの側面は、「保存か開発か?」というように矛盾関係に陥る危険もあり、バランスを保ちながら、相互に発展させる必要があります。そのため、文化財保護や景観保全だけでなく、生活環境の向上や観光地としての発展を視野に入れて策定されたのがこのマスタープランです。マスタープランでは、資産(伝統的建造物群保存地区)や緩衝地帯の保存管理のみならず、世界遺産を舞台にした交通や観光のあり方をさだめています。

また、観光と交通について、「マネジメント」という「経営、管理、運営」といった意味がある言葉を使っています。つまり、受動的な対応ではなく、白川郷の魅力を向上させることができる交通や観光を、村や地域自らが計画し、実施していくという意味を込めています。



現在進められている集落内観光車両自主規制や診療所跡地のバスターミナル化、荻町駐車場跡地の公園活用、平成25年度策定の村観光基本計画、結による屋根葺きの継承や茅の確保等、諸々の取り組み

がマスタープランの考え方を基盤に行われているのです。限りある紙面でご紹介できないのが残念ですが、保存と活用の狭間で悩んだとき、ぜひマスタープランを紐解いてみてください。小説や漫画のような楽しい読み物ではありませんが、必ずや進むべき道を照らしてくれると感じています。世界遺産登録20周年の今だからこそ、私たちが立ち返らなければいけない部分なのかもしれません。 【文責:和田】

里山整備事業進行中!!.....

役場農林係と教育委員会合同による里山整備事業。雪解けとともに本格的な伐採が始まり、山々にチェーンソーの音がこだまします。平成23年の守る会設立40周年住民座談会において「植林した杉が成長して陽があたらず合掌屋根の持ちが悪くなった」「植林と生活の変化で里山の景観が変わってしまった」といったご意見をいただき、本事業がスタートしました。これにより世界遺産としての景観もよりアップします。また、里山整備により野生動物が人間の生活空間へ侵入することを防ぐ役割も果たすとのこと。「木をこんなに切って大丈夫?」と心配する声も聞かれますが、計画に基づき伐採されていますのでご安心を。また、伐採後は草刈り等の管理が必要となります。これを怠ると荒れた里山にもどってしまいます。きれいな里山に整備していただくことへの感謝とともに、それを維持していく方策について、守る会として取り組んでいかねばと考えています。地権者及び住民の皆様のご理解とご協力を、よろしくお願い申し上げます。 【文責:和田】



守る会活動スローガン ～守る・くらす・つなぐ～

- ①守る：住民憲章を基盤とした、世界遺産である合掌家屋と農山村の景観保全
- ②くらす：結の精神が根ざした共同体と、景観に調和した豊かな住民生活の向上
- ③つなぐ：故郷から学び、国内外の交流から学び、未来への継承者を育成

＝ 4月の活動報告 ＝

- 4月 5日 センガ岩倉庫入れ替え作業（一般環境部）
- 4月 7日 韓国安東市文化芸術課長来郷（役場・会長）
- 4月 10日 4月定例会
- 4月 12日 ねそ4月号配付
- 4月 16日 現状変更現地調査（三役）
- 4月 20日 高山市役所職員来訪（役場・会長）
- 4月 29日 村内一斉美化運動

[6月の定例会は10日(水) 公民館にて開催を予定しています。]

＝ 区民の皆様へ ＝

建物や土地などの現状を変更する場合は許可が必要です。必ず現状変更申請をして下さい。申請書は守る会定例会の2週間前までに、各組委員に内容を説明の上、委員又は財団に提出して下さい。このことは、遺産の保全と未来への継承のためとても重要なことです。皆様のご理解ご協力をお願いします。

☆5月の協議事項（現状変更申請に関わって）☆

- | | | |
|-----------|----------------|------------|
| *****木の伐採 | *****サッシガラスの入替 | 荻町区……水路蓋設置 |
| *****看板設置 | 白川村……旧白川診療所解体 | 白川村……木橋の修繕 |

※屋根のペンキ塗り替えは、1㎡あたり146円を上限に助成金を出します。詳細は委員・役員へ。
 ※守る会相談役として、川田裕議員・上手英二議員に加え、5月より大田忠広議員にもご参加いただくこととなりました。どうかよろしくお願い申し上げます。